

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和5年9月

兵庫県伊丹市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 伊丹市の農業の概要

伊丹市（以下「市」という。）は、兵庫県東南部に位置し、猪名川・武庫川河川区域を除き、市内全域が市街化区域となっている。

また、市域面積は25,09km²で、農産物大消費地に近接しており、トマト・葉物野菜・花き・花木・苗木・果樹を中心に生産緑地を活かした農業生産を展開している。

市域に占める農地の割合は5.6%で、全ての農地が市街化区域内に存在しており、農地面積は125.35ha（H27）で、生産緑地と宅地化農地に分類されている。

(2) 農家数と営農状況

市の農業構造については、市内338戸が中心となり農地を保全しており、その内訳は販売農家139戸と自給的農家199戸となっている。また、多くの農家が水稻栽培を中心とした自給的な農家となっている（2020年農林業センサスより）。

近年、農家の高齢化に伴う担い手不足が一層進み、農地の適正な保全がより難しくなっている。今後、離農者の増加が進み、これを放置すれば遊休農地化が進むだけでなく、周辺環境に支障を及ぼす恐れがある。

一方、農地は都市における貴重な緑地空間として環境保全等の役割を果たしており、一層の保全に努める必要がある。また、都市住民の精神的充足に寄与する観光農業（市民農園）についても、大都市圏に至便な場所に位置している地理的条件を活かした取り組みが求められる。

(3) 年間農業所得、労働時間の目標等

市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市をはじめとする阪神7市1町における現状を踏まえつつ、将来における農業経営において、他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり540万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の中心部分を担う農業構造として確立していくことを目指す。

新規青年就農者については、営農する上での知識量や技術面、経営面積も少ない事などから、年間農業所得の目標としては1人当たり概ね200万円、年間労働時間は1,800時間を目指すべき水準とする。農家人口が減少していく中、農地を保全していくためには、次代を担う青年就農者の確保が不可欠である。

新規就農希望者には、国・県・市が実施している各種就農支援情報を提供し、一人でも多くの新規就農者を確保するため、阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会等の関係機関が連携し継続的な指導や、各種研修への参加を支援する。

(4) 農業振興の方向と営農類型のあり方

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する措置を総合的に実施する。

まず、市は、伊丹市農業再生協議会、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会、阪神農業改良普及センター等と十分な連携の下で実効性のある指導を行い、地域における農業の将来展望とそれ

を担う農業者を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその団体及びこれらの周辺農業者に対し、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

特に、近年増加することが懸念される遊休農地については、今後、遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、前者については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者、若しくは組織農業者(以下「認定農業者」という。)等に対する適正な農地の貸し借りの仕組みづくりを行うなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域の農業者の組織化・法人化等、地域の実情に即した農業者育成の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促すこととし、兵庫六甲農業協同組合と連携を密にして、農地貸借等の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、阪神農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織農業者への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び農業者の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域の農業者の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画と協同を促進する。

併せて、小規模兼業農家、生きがいに農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で必要な人材の提供等による役割分担を明確化しつつ、専業農家以外にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求め、コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう努めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の発展施策の中心に位置づけ、支援措置について認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を促すものとする。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等の確保・育成のため、関係機関や団体と連携を図りながら制度の活用を推進し、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 経営類型

市において、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な経営類型を示すと概ね次のとおりである。

ア 野菜主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設(20a) 露地(10a) 野菜経営複 合	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト 20a*1回転 (施設) ・コマツナ 20a*2回転 (裏作) ・ホウレンソウ 10a*3回転 (露地) <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場 40㎡ ・ビニールハウス 20a ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 2台 ・播種機 1台 <p><将来見通し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質、高付加価値化生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路確保 ・青色申告の実施 	ハウスに換気設備を設け、健康に配慮する。
露地(50a) 野菜経営	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナス 20a*1回転 ・青ネギ 20a*1回転 (裏作) ・ホウレンソウ 10a*3回転 ・コマツナ他 20a*5回転 <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場 40㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 2台 ・播種機 1台 <p><将来見通し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質、高付加価値化生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路確保 ・青色申告の実施 	

イ 花き・花木・苗木主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地(70a) 花き・花木・ 苗木主体	<作付面積等> ・葉ボタン 30a ・果樹苗木 20a ・花 木 20a <経営面積> 0.7ha	<資本設備> ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 2台 ・苗植え用穴掘り機 1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値化 生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術導入	・販路確保 ・青色申告の実施	

ウ 果樹・野菜主体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地(70a) 果樹経営	<作付面積等> ・露地イチゴ 10a ・青ネギ 10a ・ホウレンソウ 10a (裏作) ・ナス 20a*1回転 ・青ネギ 20a*1回転 (裏作) ・ホウレンソウ 10a*3回転 ・コマツ他 20a*5回転 <経営面積> 0.7ha	<資本設備> ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 2台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値化 生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術導入	・販路確保 ・青色申告の実施	

(注) 個別農業者に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

(2) 経営管理の方法

- ア 複式簿記記帳による農業経営と家計の分離。
- イ 青色申告の実施。
- ウ 作業受託における適正な委託料の設定と維持。
- エ 大型機械の地域の農業者の集団による共同利用等による固定費の削減。

(3) 農業従事の態様

- ア 野菜、花き・花木・苗木、果樹の収穫及び出荷時等におけるヘルパー制度の導入等による作業の効率化。
- イ 補完的労働力として、女性労働力を活用したヘルパー制度・パート雇用の推進。
- ウ 観光農園において、集団転作等の圃場の団地化による集客力の向上と接客業務における女性労働力の活用。
- エ パート雇用に対する休日制の導入。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を始めようとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を始めようとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型については、市内における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、第1の(3)に示す目標を目指すものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伊丹市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会等の関係機関と連携して相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

加えて、伊丹市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着して活躍できるよう必要な支援を行う。

(2) 市が行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、阪神農業改良普及センターや兵庫六甲農業協同組合等の関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供を行う。

市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携

市は、兵庫六甲農業協同組合や阪神農業改良普及センター等の関係機関と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を実施し、農地等に関する相談対応および情報の提供を行う。

(4) 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集

市は、兵庫六甲農業協同組合や阪神農業改良普及センター等の関係機関と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、就農後の農業経営のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県へ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営者に対する農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用関係の改善に関する事項

ア 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市において生産される農産物は、野菜、花き・花木・苗木、果樹、水稻など多岐にわたり、都市部の農地として、その特徴を活かした経営が行われており、概ね耕作できる農地は利用されているが、一部遊休農地化している農地も見受けられる。

イ 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用等の将来の農地利用のビジョン

現在、遊休農地化している農地については農業委員会による農地パトロールやそれに伴う指導により解消に向けて取り組んでいるところであるが、今後、適正な農地の貸し借りの仕組みづくりを行うなどの対策を講じなければ、離農等による遊休農地化が更に増加し、担い手の経営が圧迫され、経営改善の妨げとなり、市の農業に重大な支障を及ぼす恐れがある。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な農業者を育成し、それらの者に地域の農地を貸借できるよう誘導するとともに、関係機関が一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、農地の効率的利用を促し、農業の振興を図ることを目的とする。

ウ 関係団体等との連携

市では、関係機関が有する農地情報の共有化を行い、地域の担い手、認定農業者、地域の農業経営体への農地貸借を促進するため、農業委員会、農業協同組合等と連携して事業の推進を図ることとする。

第5 生産緑地の裏作利用の活用の促進に関する事項

市は、農業従事者の経営規模拡大に資するため、農地法第3条第1項に基づく許可申請による農地の使用貸借（生産緑地内水稻の裏作利用）の活用を推進する。

(1) 生産緑地の裏作利用の活用の促進に関し必要な事項

その推進に当たっては、生産緑地の裏作利用の活用の促進に関する事項に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 経営所得安定対策等への取り組みによって、水稻作、転作を通じた経営の育成を図る。

また、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、効率的作業単位の形成等、農業経営の展開に資するよう努める。

② 生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者が行う自主的集団活動等に対し必要な支援を行うものとする。

③ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

第6 その他

この基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本的な構想は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この基本的な構想は、令和5年9月28日から施行する。